

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて」
(令和4年6月20日財務省主計局法規課長事務連絡) のイメージ図

北陸農政局会計課 審査係

(事務連絡本文より)

「事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとするので、ご留意願いたい。」

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。

② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、第452号通知による税理士等が認めた確認書類等によることとする。

(例)令和4年度に契約締結した案件（イメージ）

